

未利用県有財産の有効活用等に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

本県では、「第2次山形県県有財産総合管理基本方針」に基づき、「県有財産の総量縮小」及び「県有財産の有効活用」を推進しております。このたび、未利用県有財産の有効活用等を検討するにあたり、様々な利活用の可能性について、民間事業者の皆様から広く意見、提案を募集し、対話を通じて対象財産の市場性や活用アイデア等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施します。

2 対象財産

- ① 元県営住宅鈴川団地（山形市山家町一丁目3-40）
 - ② 元山形第10・11号職員アパート（山形市飯田西三丁目3-13、4-7）
- ※ 財産の詳細は、別紙1「対象財産説明書」を御参照ください。

3. スケジュール

実施要領の公表	令和8年2月20日（金）
提案書の受付期間	令和8年2月24日（火）～3月19日（木）
サウンディングの実施	令和8年3月2日（月）～3月26日（木）
実施結果概要の公表	令和8年3月31日（火）

4. サウンディングの対象

法人又は法人のグループ（以下、「法人等」という。）とします。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に規定する者のいずれかに該当する場合は、対象外とします。

5. サウンディングの内容

対象財産の市場性の有無や提案者自らが実施主体として実現可能なアイデアについて、以下の項目を踏まえ、御意見、御提案をお寄せください。

- (1) 対象財産の利活用の実現に向けた事業の概要
 - ・ 事業の内容
 - ・ 既存建物の取扱い（改修、解体撤去等）
 - ・ 事業の手法（売却、賃貸借、定期借地権の設定等）
 - ・ 事業参入の見込み
 - ・ 期待される効果
- (2) 事業実施のスケジュール及び事業費
- (3) 事業実施にあたり支障となる事項
- (4) その他【自由記入】

6. サウンディングの手続き

(1) 提案書の提出

別紙2「提案書」に法人等の情報、御提案や御意見の内容を記入し、件名を【提案書の提出】として、メールにて御提出ください。

提出期間：令和8年2月24日(火)～3月19日(木)

提出先：「8. 問い合わせ先・提出先」へ提出してください。

※ 対象財産①についての提案等は必須とし、②については任意といたします。

(2) サウンディングの実施

実施期間：令和8年3月2日(月)～3月26日(木)

実施方法：対面又はリモートによる対話を実施

(アイデア・ノウハウ保護のため参加法人等ごとに個別に実施)

※ 対話は1時間程度とし、実施方法、具体的な日時及び場所等については、担当者の方と調整させていただきます。

(3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加法人等の名称は公表しません。また、参加法人等のアイデア・ノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に内容の確認を行います。

7. 留意事項

(1) 参加法人等の取扱い

今後、対象財産の利活用に係る事業等が実施される場合、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではございません。

(2) サウンディングに要する経費

サウンディングに要する費用（書類作成、交通費等）は、参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

(4) 本調査にて御意見、御提案いただいた内容は、今後の利活用等を検討する際の参考とさせていただきますが、必ずしも反映されるものではございません。

8. 問い合わせ先・提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県総務部管財課 県有財産管理担当

電話：023-630-2066

E-mail：ykanzai@pref.yamagata.jp